

令和6年会津美里町議会定例会7月会議

議事日程 第1号

令和6年7月11日（木）午前10時00分開議

諸般の報告

①説明員の報告（別紙のとおり）

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案の上程及び提案理由の説明

第3 報告第9号 専決処分の報告について（町営住宅滞納家賃等の支払いを求める民事調停について）

第4 報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

第5 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

第6 議案第48号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1番	櫻井幹夫君	10番	堤信也君
2番	小柴葉月君	11番	鈴木繁明君
3番	荒川佳一君	12番	横山知世志君
5番	長嶺一也君	13番	横山義博君
6番	村松尚君	14番	根本剛君
7番	小島裕子君	15番	根本謙一君
8番	星次君	16番	大竹惣君
9番	渋井清隆君		

○欠席議員（1名）

4番 山内豪君

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	平山正孝君
政策財政課長	渡部雄二君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	渡部朋宏君
産業振興課長	鶴川晃君
建設水道課長	加藤定行君

○事務局職員出席者

事務局次長	川田佑子君
事務局長	関本達君
兼総務係	

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(大竹 惣君) ただいまから令和6年会津美里町議会定例会7月会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(大竹 惣君) 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。
説明員の報告は、お手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(大竹 惣君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、
1 番 櫻 井 幹 夫 君
15番 根 本 謙 一 君
の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長(大竹 惣君) 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より、報告第9号から報告第11号、議案第48号の計4議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大竹 惣君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長(杉山純一君)登壇〕

○町長(杉山純一君) おはようございます。令和6年会津美里町議会定例会7月会議の再開に当たり、議員各位におかれましてはご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告3件、議案1件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第9号は、専決処分の報告についてであります。本件は、町営住宅滞納家賃等の支払いを求める民事調停について申立てを行いました。調停が不成立で終了したため、専決処分したも

のであります。

次の報告第10号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和6年4月26日、町内字布才地地内において、水路転落防止金網の破損による自動車物損事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金27万6,500円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第11号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和6年4月27日、町内字布才地地内において、水路転落防止金網の破損による自動車物損事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金6万2,254円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の議案第48号は、令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第3号）であります。物価高により厳しい状況にある低所得者世帯及び定額減税し切れないと見込まれる方への支援事業並びに渇水による農作物被害を未然に防止するための対策事業等に伴い、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,907万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を119億9,152万6,000円とするものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○報告第9号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第3、報告第9号 専決処分の報告について（町営住宅滞納家賃等の支払いを求める民事調停について）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） おはようございます。報告第9号 専決処分の報告についてですが、議案書1ページ、2ページです。提出案件資料1ページ上段も併せて御覧ください。提出案件資料にて説明させていただきます。町営住宅滞納家賃等の支払いを求める民事調停につきましては、令和6年5月16日、町営住宅入居者B氏に対し、滞納家賃等60万2,619円の支払いを求め、会津若松簡易裁判所に民事調停の申立てを行い、6月20日に調停が行われましたが、相手方との折り合いがつかず、調停が不成立で終了となったため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第9号を終了いたします。

○報告第10号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第4、報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、鵜川晃君。

〔産業振興課長（鵜川 晃君）登壇〕

○産業振興課長（鵜川 晃君） 報告第10号 専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書3ページ、4ページを御覧ください。併せて提出案件資料1ページ中段も御覧ください。本件、損害賠償の額を定めることにつきましては、令和6年4月26日午前7時20分頃、町内字布才地地内の水路転落防止金網の破損により、車道に金網の一部が飛び出しており、通過した自動車を破損させる物損事故が発生しました。その後、令和6年6月28日、相手方W氏、会津美里町と自動車損害事故に係る損害賠償金について27万6,500円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、当該破損箇所の修繕につきましては完了しております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第10号を終了いたします。

○報告第11号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第5、報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、鵜川晃君。

〔産業振興課長（鵜川 晃君）登壇〕

○産業振興課長（鵜川 晃君） 報告第11号 専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書5ページ、6ページを御覧ください。併せて提出案件資料1ページ下段も御覧ください。本

件、損害賠償の額を定めることにつきましては、令和6年4月27日午後6時30分頃、町内字布才地地内の水路転落防止金網の破損により、車道に金網の一部が飛び出していたため、通過した自動車を破損させる物損事故が発生しました。その後、令和6年6月28日、相手方I氏、会津若松市と自動車損害事故に係る損害賠償金について6万2,254円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） 報告第10号とも同じなのですから、同様な水路転落防止金網につきましては、ほかにもあると思うのですが、今後物損事故が発生しないような点検の実施状況について教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 当該箇所の水路の破損箇所につきましては、月1回程度巡回をし、確認をしております。今回この事故を受けまして、速やかに点検を行った結果、この1か所だけの破損を確認できましたので、先ほども申し上げさせていただきましたが、修繕につきましては完了しておりますので、今後1か月程度ずつ点検を行って、このようなことにならないような形で対応したいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） 第10号、第11号、これ同じく布才地地内とありますが、内容を聞いていると、同じ場所だと思うのですが、場所的にまず同じ場所なのか。それと、4月26日に第10号は事故が起きている。第11号は27日。同じ場所であるとするならば、なぜ前の日に起きた事故の点検をし、そのものを放置しておいたのか、その理由をちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのおたしでございしますが、場所につきましては同じ場所でございます。2台、1件目につきましては26日、2件目につきましては27日ということで2日続けて破損事故が発生してしまったということで、その部分につきましては、1件目の破損事故が発生した際に、相手方がすぐに気づけなかったことがございまして、町のほうに通報がなかったということで、町のほうも速やかには把握できなかったということで、2件目のこの方については、娘さんなのですが、こちらのほうがドアに当たったということで、それで発覚しまして、その27日に対応を行ったものでありますので、大変そこは申し訳なかったのですが、速やかに気づくことができなかったということでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 1件目、こうやって見ますと、金額的にもかなり多いのです。それを相手方もどうあれだか、補償になるかならないか分からなかったのだからどうか知りませんが、これだけのことはあるのですから、相手方も時間的に遅れたのもそうかもしれないが、やはりパトロールカーもあるわけですから、あれ、そのためにあるのですよね。ただ乗り回して歩いているだけではないのです。ですから、やっぱりきちんとした点検とかパトロールをしていただきたい。よろしく願います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 議員おただしのように、パトロールにつきましては、正確に現場を確認しながら行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 12番、横山知世志君。

○12番（横山知世志君） この転落防止金網、それなりに強度なり太さなりも確保されているだろうと思うのですが、その1か所だけ破損していたということなのですが、その原因というのは何だったのですか。分かりますか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） この破損箇所につきましては、なぜか1か所だけ網がほどけていまして、針金が飛び出すような形になってございました。なので、通過しただけではなかなか、針金が1本出ている形になるので、なかなか見ても分からなかったのですが、その部分の原因につきましては、老朽化だろうとは思いますが、原因的には特定はできてございません。

○議長（大竹 惣君） 13番、横山義博君。

○13番（横山義博君） 今ほどの第11号はいいのですが、第10号のいわゆる事故発生、このときにすぐに報告がなくて、それでその後にこの日時で事故が起きたということになっております。いつの時点でそれは確認したのですか、町として。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） それは、先ほど申し上げたように、2件目の事故発生後、27日に確認してございます。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○13番（横山義博君） 私が聞いているのは違います。いわゆる1回目のやつの事故が26日の午前7時20分頃というふうに時間も特定しているわけです。27日の午後6時30分頃の事故が発生して、その前日のやつをそこで確認したという意味が分かりません。はっきり教えてください。

○議長（大竹 惣君） 横山議員、もう一度願います。

○13番（横山義博君） これなぜ聞いているかというのと、先ほど答弁にあったように、前の日に事故に遭った車に破損させたということで、27日に同時にそういうことが分かったということの話ですが、普通ですと、前の日に起きた例えば事故を確認していれば、それを注意するような形で、すぐ修理し

なくても、形で危険を皆さんに知らせることができたわけです。ところが、今の課長の答弁は、この前の日のやつは報告がなかったと、前の日の最初のやつは。それで、2回目の事故のときに、前の日と両方分かったというような話なので、ちょっと合点がいかないのですけれども。分かるように説明をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 先ほどお話ししたと思うのですが、1件目の事故についてはご本人も何が原因か分からず、その針金も1本だけ出ていたので、ご本人も気づかなかったということで聞いております。次の日、娘さんが帰ってきたときに、そのときにこれが原因だということで、次の日、お二人でご報告があったものですから、それから対応が始まったということで、こちらのほうはそれから対応したということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○13番（横山義博君） 答弁を聞いていると、最初の日の同乗者が娘さんが乗っていたという意味。それで、その娘さんから、横に振っているのではなくて、俺がそういうふうを考えているのだから、首を横に振らないでください。言葉で話しして。今の話ですと、最初の事故の車、そのときに運転者は気がつかなかったのに、次の日に気がついた。まして最初に事故が起きた金額が大きいわけです。だから、これ保険か何かの多分対応でやっていると思うのです。ですから、その辺の経緯がはっきり分からないので、教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） それでは、事故2件の経緯についてお話しさせていただきます。

まず、4月26日、W氏が自宅に帰るところ、その針金、原因は針金ではありますが、そちらのほうに接触したということで自宅にお帰りになったと。ただ、そのときに傷がついているのを気づかなかったようなのです。それで、次の日、娘さんがお帰りになって、自宅のほうに、実家ですか、実家のほうにお帰りになった際に、そのときにドアに傷がついたのを気づいたということで、娘さんとお父さんのほうで役場のほうにこの針金が原因だということで通報をいただきましたので、それからその針金について確認をし、町のほうで対応したものでございます。

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時22分）

再 開 （午前10時23分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

それでは、産業振興課長よりもう一度答弁をお願いいたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） それでは、詳細にご説明させていただきます。

まず、このW氏、あとI氏につきましては親子関係、親子でございます。車につきましても、それぞれW氏の車、あとI氏の車の2台が今回の賠償対象になってございます。それで、親であるW氏が自宅に帰る際に、4月26日朝、そこで傷ついたということは認識しているのですが、ただ実際何が原因かが分からずのまま行ってしまったということで、その経緯がございまして。その後、娘さんが実家に帰る際に、そこで針金に当たったということを確認されたため、町のほうに通報があった。それを受けまして、その針金につきましては速やかに対応し、後日、お父さん、娘さんともに現場、町のほうも含めまして確認をし、補償対象になるということで、この案件を上げさせていただいておりますので、対応が、お父さんのほうが最初当たったときに特定できず、町のほうにも報告がなかった、通報もなかったということから、ちょっと遅れてしまったということでございまして。

〔「議長、最後よろしいですか」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 分かりました。では、最後1度だけ許可いたします。

横山議員。

○13番（横山義博君） 3回の質問終わったのですけれども、ちょっと課長の今の説明、要は第10号と第11号、これは同じ車ではないですよ。違う車ですね、車は。第10号の最初にこすったかどうかは、運転手はどこでやったかもはっきり分からないけれども、娘さんと言われたから、その方がこれはおかしいよということで、擦っているのではないのという話を言ったと。その本人が次の日にそこに引っかかっているわけです。その言った本人、指摘した本人が次の日にその針金に車を引っかけているわけ、これ見ると。今の説明を見ると。いや、手を挙げないで。俺、許しを得て4回目聞いているのだから、自分が疑問に思ったことを聞いているので。だから、同じところで、よけて走れるはずなのに、あえてぶつかったのではない。

あとは、この査定金額というのは町でやるわけではない、多分保険屋さんがやるのでしょから。ちゃんと確認も、例えば針金が引っかかったら、車の塗装か何かのきちんと確認しながら、それは保険上やったのだらうけれども、そういうのもきちんと見て、確認して、この補償金額を決めたのかどうか教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） この26日に運転されていたのは、W氏本人でございます。娘さんは、27日に帰省する際に車を運転していたので、車、運転手並びに違う方が乗っていたので、そのようなことになったということでございまして。娘さんが気づいたのは27日でございますので、26日の分については娘さん自体は把握してございません。

あと、賠償金の算出方法でございます。こちらにつきましては、当然保険屋さんのほうで算定していただいておりますが、W氏の部分につきましては、傷が大きかったものですから、日数もかかったということで、こちらのほうについては代車のほうも使用したことから、金額が高額になったものでございまして。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって報告第11号を終了いたします。

○議案第48号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第6、議案第48号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

〔政策財政課長（渡部雄二君）登壇〕

○政策財政課長（渡部雄二君） 議案第48号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして、提出案件資料2ページから5ページ、提出案件参考資料1ページ、2ページを御覧願います。なお、今回の補正の概要であります。物価高により厳しい状況にある低所得者世帯及び所得税、個人住民税が定額減税し切れないと見込まれる方への給付を行うため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援事業並びに渇水による農作物被害を未然に防止するための対策事業等について補正を行うものであります。

なお、臨時交付金を活用した支援事業につきましては、事業の概要を提出案件参考資料として添付させていただいたところです。

それでは、予算書表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,907万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億9,152万6,000円とするものでございます。

2枚おめくりいただきまして、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。なお、各課の補正内容につきましては、提出案件資料に記載させていただきましたので、主な内容のみご説明いたします。

3ページをお開きください。歳入でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金8,018万2,000円の増額につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。低所得者世帯及び所得税、個人住民税が定額減税し切れないと見込まれる方への支援事業に伴い、増額するものでございます。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億1,889万円の増額につきましては、

今回の補正予算における一般財源の調整のため、増額するものでございます。なお、この1億1,889万の内訳でございますが、主に交付金事業に充当するもの、対応するものでございまして、交付額の提示のあった額のみ補助金の歳入として予算計上しております。最終的には10分の10の事業になる見込みでございますので、確定後に改めて歳入予算として計上してまいります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。4ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費669万7,000円の増額につきましては、退職等による職員不足に対応する会計年度任用職員を新たに雇用するため、それぞれ記載のとおり増額するものでございます。

次に、2項徴税费、2目賦課徴収費の11節の通信運搬費から18節の定額減税調整給付金までの増額につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として予算措置をするものでございます。

提出案件資料3ページ、提出案件参考資料1ページを御覧ください。参考資料にてご説明いたします。事業名、町税賦課・徴収事業（定額減税・調整給付金一体支援事業）であります。事業概要でございますが、エネルギー、食料品価格等の物価高騰による支援の一環として、定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方に対して、定額減税調整給付金として現金給付を行うことにより、物価高騰への負担軽減を図るものでございます。支援対象といたしましては、定額減税可能額が令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方でございます。支援内容は、定額減税可能額から令和6年分推計所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額を差引きした額を納税義務者へ支給するものでございます。

なお、事業期間は令和6年7月12日から令和7年1月31日まで、事業費といたしましては1億4,764万7,000円を計上するものでございます。

予算書に戻りまして、5ページをお開きください。先ほどに続き、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業でございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の10節の消耗品費から18節の低所得世帯物価高騰支援給付金の増額につきましては、提出案件資料4ページ、提出案件参考資料2ページを御覧ください。参考資料にてご説明いたします。事業名、総合福祉支援事業（低所得世帯物価高騰支援給付金）であります。事業概要でございますが、物価高により厳しい状況にある低所得者世帯に対し、現金給付を行うことにより負担軽減を図るものでございます。支援対象といたしましては、令和6年6月3日を基準日とし、町内に住所を有し、新たに世帯員全員が令和6年度の町民税が非課税となる世帯、新たに世帯員全員が令和6年度の町民税が均等割のみの課税者もしくは均等割のみの課税者及び均等割非課税者で構成される世帯並びに世帯員全員が新たに令和6年度の町民税が非課税または均等割のみの課税世帯となっている18歳以下の児童がいる世帯でございます。支援内容は、非課税及び均等割のみの課税世帯へ1世帯当たり10万円、対象となる児童1人当たり5万円を支給するものであり、原則、世帯主へ支給するものであります。

なお、事業期間は令和6年7月12日から令和7年1月31日まで、事業費といたしましては3,332万

8,000円を計上するものでございます。

予算書に戻りまして、5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費1,140万円の増額につきましては、18節の渇水対策事業補助金でございまして、渇水による農作物被害を未然に防止するため、渇水災害対策本部を設置することから、対策に必要な経費について新たに予算措置するものでございます。

歳入歳出の説明は以上でございまして。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） 提出案件資料の5ページ、農業総務事業の内容の2行目、対策に必要な経費、揚水機等、あと3行目に井戸の掘削等と書いてございますが、この「等」について具体的にちょっと説明をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） それでは、お答えします。

揚水機等の購入及び賃借料並びに井戸の掘削等についてでございます。この「等」につきましては、揚水機に係る燃料費を含んでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 井戸の掘削等のほうの説明が漏れていたのですけれども。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 同じく動力費でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 議決後、どのような形で農家の方に周知するのか教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 農家の方につきましては、既存の農事組合組織がある部分につきましては、速やかに回覧等により、お知らせをしたいというふうに考えております。また、町のホームページ等、こちらのほうでも周知を徹底するとともに、町の直近の広報紙が8月1日にございますので、そちらのほうにも併せて同封したいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 8番、星次君。

○8番（星 次君） 先ほどの同僚議員の質問の中でおおむね分かったのですが、基準日が8月1日からというふうなことで今答弁あったわけですが、これについては以前、実施要綱だかあると思うのです。その要綱に基づいて今回の補正予算だと思うのですが、もう少し詳しく最初の説明のときにやってほしいのです。この限度額があるのかどうかも含めて、1世帯当たりの限度額というか、申請額の例えば2分の1にするのか、金額でやるのか、その辺の詳しい説明が欲しいなと思っておりますので、

その辺のところをひとつ再度質問しますので、よろしくお願ひします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 補助金の内容についてご説明いたします。

まず、交付対象者につきましては、土地改良区、今回の美里町の場合ですと、大川土地改良区並びに宮川土地改良区が対象でございます。こちらにつきましては、揚水機ということで、揚水機専用の動力機を含む経費、リース代ということで、これが2分の1になってございます。対象者が農業法人、あと共同施行ということで地区の取組も含みますが、こちらの方であれば、揚水機等ということで燃料費を含むリース、あと揚水機等の購入並びに井戸の掘削、さらに揚水機運転に係る燃料、動力等ということで、こちらにつきましては8月中に使用したものであるということで考えてございます。

今回項目が4つほどございますので、先ほども申し上げたリースにつきましては、2分の1の5万円、1台当たり5万円を上限。先ほどの購入につきましては、2分の1で、1台につき10万円を上限。あと、井戸の掘削につきましては、当該事業費の2分の1として、1か所につき10万円を上限とします。先ほどの最後に申し上げました燃料等につきましては、8月中に使ったもの、購入したものであるということで、これも事業費の2分の1以内で、1台につき5万円を上限。今回につきましては、燃料費高騰もございましたので、上限をこの部分については引き上げてございます。さらに、販売農家ということで3反以上の経営面積を持っておられる方につきましては、井戸の掘削ということで、先ほどの共同施行者と同様に2分の1、1か所10万円上限ということで設定してございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 説明で大体分かったのですが、確認したいのですが、先ほど宮川の土地改良区というかと、その基盤整備実施した地区というふうに私は受けたのですが、基盤整備がない、宮川土地改良区に入っていない山間地域の農家については対象にならないというふうなことを私は受けたのですが、それとあと、この販売農家だと認めるということですが、農家においても個人の農家には該当にならないのか、その辺の確認でひとつ教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 1点目の山間部も該当にならないのかというおただしにつきましては、ため池区域がございませう。例えば旭であったり、本郷であれば螺良岡とかというような山間部で、土地改良区の用水が行かないエリアもございませう。こちらにつきましても対象として今回考えてございます。

あわせまして、個人の販売農家ということでございませうが、個人の農家で、先ほど申し上げたように、3反以上の経営面積があれば対象にするというような内容でございませうので、ご了解いただきたいと思ひます。

○議長（大竹 惣君） 9番、洪井清隆君。

○9番(渋井清隆君) 同じく農林水産業費の濁水ということで1,140万、これ上がっているわけですよ。そうすると、根拠なのですが、ここには新宮川ダムというダムがありますよね。そこには、今現在これだけの雨が降っているわけですよ。今までは確かになかったかもしれません。しかしながら、今現在は相当の雨が降って、どれだけの水の水量、いわゆる新宮川は旧ダムと新しいダムが2つあるわけですよ。先ほど同僚議員も言ったように、ため池もあるわけですよ。そこら辺の見通しを立てた上でこの予算計上だったのか、今までは濁水だから、急にこういうふうな対応をしたのか、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたい。

○議長(大竹 惣君) 産業振興課長。

○産業振興課長(鵜川 晃君) ただいまおただしの、特に宮川ダムにおける水位ということでおただしだと思います。今現在、雨が降っております。しかしながら、9日現在の水位につきましては、流入量につきましては、確かに議員お話しのように、放出量を上回っております。今現在の排出量が毎秒1立米。今現在入っている部分が約2立米ほど入っておりますので、水位は増えております。しかし、8日、9日の雨でこの状態でございますので、今現在、雨は今後小降りになるということで、水位につきましては計画水位という部分がございます。これにつきましては、今現在ですと、499メートルが今現在の計画区域の水位でございますが、現在は497メートルを下回っております。今回の雨で実際増えた部分につきましては、30センチほど増えておりますが、土地改良区の今後の使用量の計算をしたところ、出穂期であります8月6日頃で宮川ダムの水がなくなってしまうというような見通しとなっております。このため、当然水不足ということで考えてございましたので、その水の量を考えたときには、今現在雨が降った分は、今後また新たに追加になれば、まだお話は違うとは思いますが、現状のまま推移すれば、出穂期を迎えて1週間程度で水がなくなってしまう見通しということになっておりますので、今回対策を早めに立ち上げて、対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長(大竹 惣君) 渋井議員。

○9番(渋井清隆君) 今の話だと、稲が出るとき、出穂期には確かに水は要りますよね。けれども、中干しとか何かもあります。そうしますと、要らない時期もかなりあるわけです。そうなった場合、これ見通しとして、こういう金額、1,140万上がっているわけですから、これが先ほど言った根拠的に、今度は不用残になる可能性だってあるわけです、これ。そうでしょう。だから、予算を計上するに当たっては、そういうところも、土地改良区でもちゃんとあるわけですから、土地改良区。これは決まった量、坂下まで行きますよね、全部。だから、そういうところの整合性というかを見た上でやっぱり計上すべきでないかと思うのだ。恐らくこれ、残る可能性は十分あると思います。やっぱり満額確かにつけるのはいいと思いますが、新聞でもあったように、不用残残してどうのこうのなんてやっています、今いろんな政府でも。やはり根拠を基にして、きちんとした歳入歳出を組むべきだと。そこら辺もやった上でこの予算措置だったのかということをもう少し詳しく教えていただきたい。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 直近の渇水時期、渇水があった、平成30年度にございました。そちらの水位を見ますと、現在の水位より3メートルほど高かった経過がございます。しかしながら、それ以降の雨が降らなかったことが主な原因だと推測はしておりますが、大渇水になって、井戸を掘ったり、揚水機を購入したりということで、農家の方に対応していただいた経過がございます。今回の部分につきましても、平成30年に購入した部分を考慮しましても、やはり水位がかなり低いということから、最低でも30年度の実績見込みを参考にそちらのほうを計上したものでございます。先ほど申し上げたとおり、燃料代の部分についても高騰してございますので、その部分も加味した上で今回計上したものであるということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 今30年、30年と言いますが、今耕作放棄地でかなりやっていないのです。そういう部分を加味した上での予算計上ではないですかと私は聞きたいのです。前例があるから、前例、前例と、そういう問題ではないでしょう。もう田んぼを作っていないのもあるわけですから、そういうものを、農業委員会でも何かそういうものを、耕作放棄地として把握しているわけですが、事務局は。そういうのをきちんと計上する場合はやはり加味した上で、もう既に山のほうなんていうのは随分なくなっています、田んぼなんか。そういうところも配慮した上での計上ですかと、さっきの聞いているのはそこなのです。今まであったものだから、あったものなんかないのだ。前例踏襲ではないです、これ。今現在のことなのです。よくそこら辺を考えてやっていただきたい。よろしく願います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） ただいま議員のおただしにお答えしたいと思います。

まず、30年のを参考にしたという部分につきましては、当然この大川土地改良区、宮川土地改良区の用水がございます。当然渇水が現れるのは、流末のほうに渇水が現れることが多いということで認識してございます。地区で申し上げますと、先ほどため池の部分は申し上げたわけですが、揚水、パイプラインのほうの末端であります、例えば藤家館とか、あと下堀とか、あと新鶴の境野、あとは和田目というところが渇水になるというふうな見込みを考えてございます。なので、こちらのほうで渇水にならないように、前回、同じような地域が渇水対策をした地区でございますので、そちらのほうで間に合うような形で予算を計上したものであるということ、こちらのほうは準備してございます。

先ほど申し上げた耕作放棄地につきましては、当然山間部のほうが多いということでございますが、平場のほうにも一定程度ございます。しかしながら、今回については水位がかなり平成30年度から見まして低い状態になってございますので、エリア的には30年度よりは広がるだろうという想定で計上してございます。30年度の実績につきましては、約600から700万と記憶しておりますが、その実績に対して、今回エリア的にも拡大するという見込みであることから、このような計上にさせていただ

たということでございます。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第48号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和6年会津美里町議会定例会7月会議を散会いたします。

散 会 （午前10時54分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

議 長 大 竹 惣

議 員 櫻 井 幹 夫

議 員 根 本 謙 一